

細川 慎一 議員の“覚せい剤取締法違反”容疑について

◎全議員一致で辞職勧告を決議

議会としての対応経過報告

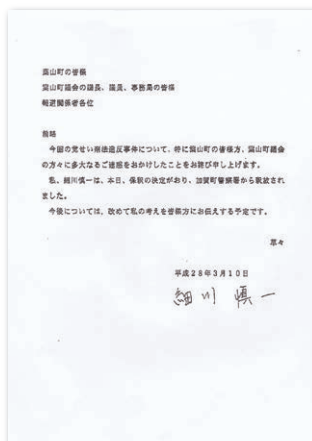


細川議員が逮捕直前に覚せい剤を使用したと思われるコンビニエンスストア

平成28年2月17日(水)、神奈川県警察本部薬物銃器対策課(以下県警)から葉山町議会事務局へ、耳を疑うような電話連絡が入って来ました。それは、葉山町の現職議員が、覚せい剤所持の疑いで現行犯逮捕されたというものでした。

以降、町民の皆さまからは、多くの問合せや抗議、議会に対する不信感など、大変厳しいご意見を頂戴しております。つきましては、細川慎一議員が逮捕勾留されて以来、葉山町議会として、どのように対応策を講じてきたのかを、時間軸に沿って、町民の皆さまにお伝えするため、『議会だより臨時号』として、発行させて頂く運びとなりました。

- 2月16日(火)
 - ・細川議員が覚せい剤所持容疑で現行犯逮捕される。(横浜市中区末吉町)
- 2月17日(水)
 - ・県警から議会事務局へ、細川議員逮捕の電話連絡が入る。
 - ・緊急全体会議(議長が状況報告する。町長、副町長以下幹部職員が臨席)
 - ・臨時部長会議(近藤議長が臨席)
 - ・共同記者会見(議長、町長の会見)
 - ・県警による会派室・ロッカー室の搜索
- 2月19日(金)
 - ・会派代表者等全体会議(情報確認、対応に係る意見交換)
- 2月22日(月)
 - ・会派代表者等全体会議(辞職勧告決議及び議員報酬条例の一部改正を行うことに)
- 2月23日(火)
 - ・議会本会議 細川慎一議員に対する辞職勧告決議の可決(全会一致)
 - ・担当弁護士(国選弁護士)に議長、局長が面会する。議長が担当弁護士に辞職勧告決議書を提出し、細川議員に渡してもらうよう依頼する。(弁護士事務所で)
- 2月24日(水)
 - ・2月23日の担当弁護士と議長、局長との面会内容を各議員へ文書で報告。
 - ・国選弁護人から私選弁護人へ変更するとの報告を受ける。
- 2月25日(木)
 - ・会派代表者等全体会議(葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について)
 - ・議会本会議 「葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の可決(全会一致)
 - ・【逮捕・勾留などの身体を拘束されている期間の報酬及び期末手当を一時差し止める条例】
 - ・担当弁護士へ、右の条例が可決されたことを電話連絡。
- 3月3日(木)
 - ・町顧問弁護士に「議会が当該事件を起こした議員を失職させる法的手法はあるか」を照会。3月8日に、現段階では「議会が法的手法により失職させることは厳しい」との回答を受ける。
- 3月7日(月)
 - ・会派代表者等全体会議(細川議員には辞職することを様々な方法で強く要求していくことを確認する)
- 3月8日(火)
 - ・横浜地方検察庁は、覚せい剤取締法違反(所持)の罪で、細川慎一容疑者を起訴。
- 3月9日(水)
 - ・担当弁護士と、議長、局長が面会する。議長から議会の対応状況、見解、町民の動向等を報告。
 - ・(弁護士事務所で)
 - ・県警は、覚せい剤取締法違反(使用)の疑いで、細川慎一容疑者を追送検。
- 3月10日(木)
 - ・細川議員が保釈される。
 - ・議長、副議長、議会運営委員会正・副委員長が対応を検討。
 - ・細川議員から担当弁護士を通じて(葉山町の皆様、葉山町議会の議長、議員、事務局の皆様、報道関係者各位)宛てのメッセージがFAXで役場に届いた。
- ◆ 3月10日(木) 細川議員からのメッセージ内容



葉山町の皆様
葉山町議会の議長、議員、事務局の皆様
報道関係者各位

前略 今回の覚せい剤法違反事件について、特に葉山町の皆様方、葉山町議会の方々に多大なご迷惑をおかけしたことをお

詫び申し上げます。
私、細川慎一は、本日、保釈の決定があり、加賀町警察署から釈放されました。
今後については、改めて私の考えを皆様方にお伝えする予定です。 草々

・細川議員の担当弁護士から「一身上の都合により、明日の議会本会議は欠席する。」旨の連絡があった。

3月11日(金)

・議会本会議に細川議員は、無断欠席する。「(一身上の都合)」は、欠席理由に認めない)
・議会本会議で、議長が「議長コメント」を出す。

◆3月11日(金) 本会議冒頭の議長コメント(抜粋)

覚せい剤取締法違反の疑いで逮捕・起訴された細川慎一被告が保釈されました。

その中で、議員辞職をする考えはないとの旨も報道されており、それが意思であるならば、議会としては受け入れ難く、満身の怒りを込めて抗議をするものであります。

細川慎一被告が保釈された以上、今後、議会等への出席を阻止することはできません。

しかしながら、議会としては、細川慎一被告に対し、辞職勧告決議を全会一致により可決していることから、今後、議会議員として活動することは断じて容認できないものであり、引き続き、議員の身分を失する日まで可能な限りの手段を講じること、ここに決意するものです。

・会派代表者等全体会議(細川議員が議会に出席した場合の対応について協議する)

3月14日(月)

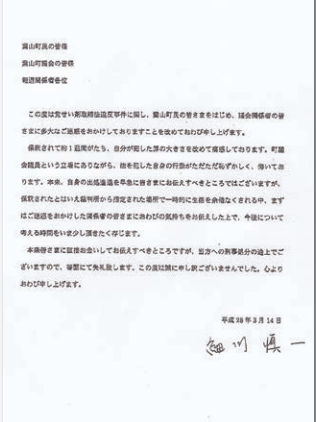
・議長は細川議員宛てに、「招状」を配達証明付き速達にて郵送する。

・細川議員、担当弁護士と議長、副議長、局長とで面会。自らの辞職、また、早急な欠席届の提出、現住所の連絡先の提示を求める。(弁護士事務所)
・会派代表者等全体会議(正副議長が細川議員、担当弁護士と面会した内容を報告)

午後から開会した議会本会議に細川議員は、無断欠席する。

・細川議員から葉山町民の皆様、葉山町議会の皆様、報道関係者各位宛てのメッセージがFAXにより役場に届いた。

◆3月14日(月) 細川議員からのメッセージ内容



葉山町の皆様
葉山町議会の皆様
報道関係者各位

この度は覚せい剤取締法違反事件に関し、葉山町民の皆さまをはじめ、議会関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしております。ことを改めておわび申し上げます。保釈されて約1週間がたち、自分が犯した罪の大きさを改めて痛感しております。町議会議員とい

う立場にありながら、法を犯した自身の行動がただただ恥ずかしく悔いております。本来、自身の出処進退を早急に皆さまにお伝えすべきところではございますが、保釈されたとはいえ裁判所から指定された場所で一時的に生活を余儀なくされる中、まずはご迷惑をおかけした関係者の皆さまにおわびの気持ちをお伝えした上で、今後について考える時間をいまし頂きたく存じます。

本来皆さまに直接お会いしてお伝えすべきところですが、当方への刑事処分の上でございますので、書面にて失礼致します。この度は誠に申し訳ございませんでした。心よりおわび申し上げます。

・会派代表者等全体会議(細川議員に対する今後の対応について協議)

3月15日(火)

・議会本会議に細川議員は、無断欠席する。

・会派代表者等全体会議(細川議員の議会欠席に係る対応について協議。午前、午後計二回)
・議長、局長が、町長、副町長に面会し、細川議員が3月16日の議会に欠席した場合の議会運営について説明。(町長室で)

・担当弁護士宛てに、細川議員に係る「招状」の写しをFAX及び、本書を再度、速達郵送し、細川議員に渡してもらうように依頼。(14日発送の招状の郵便が宛所不明で返送されたため)
・細川議員、担当弁護士の連名で、3月16日以降の議会欠席(理由「精神面で体調を崩す」との連絡が町議会(議長

宛てにFAXで役場に届いた。

3月16日(水)

・議会本会議に細川議員は欠席する。

・会派代表者等全体会議(細川議員の覚醒剤所持・使用等に関する調査特別委員会)の設置について及び「議会だより臨時号」の発行について協議)
・議会本会議「細川慎一議員の覚醒剤所持・使用等に関する調査特別委員会」を設置。

「細川慎一議員の住所を明らかにさせることを求める陳情」を、全会一致で採択する。

・細川議員への対応を図るため、本会議を3月31日まで延長した。
・議長名にて返答文を、細川議員担当弁護士宛てにFAX郵送する。
・議会広報常任委員会を開催し、細川議員事件に係る「議会だより臨時号」を発行することを決定した。

3月17日(木)

・細川議員、担当弁護士の連名で、細川議員の診断書の提出予定、他の連絡に係る町議会(議長)宛てのFAXが届いた。

3月18日(金)

・細川慎一議員の覚醒剤所持・使用等に関する調査特別委員会を開催し、3月31日以降も即時対応できるよう、本会議を再延長する予定とした。



3月23日(水)

・被選挙権の有無について、資格決定要求書が提出され、30日の特別委員会に付託された。



以上のような流れで、本件への対応をして参りました。

この間、沢山の町民の皆さまからも、除名の可能性に対する考え方やアドバイス等頂きました。議会は、その一つひとつをしっかり受け止め、参考にさせて頂いております。また、議会としても、細川議員の辞職を促すと共に、失職させるための方策を検討していますが、現時点では最高裁の判例、行政実例を見ても難しいところです。

今後につきましては、的確に状況を把握し、町民の皆さまと、葉山町議会の名誉にかけて対処していく所存です。

議長 近藤昇一

議会広報常任委員会
窪田美樹／石岡実成／横山すみ子
鈴木道子／飯山直樹／山田由美
畑中由喜子／待寺真司／笠原俊一

※『細川慎一議員に対する辞職勧告決議』及び『葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例』は、議会ホームページでご覧頂けます。

■発行：葉山町議会 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

■TEL：046-876-1111 ■編集：議会広報常任委員会 ■発行日：平成 28 年 3 月 31 日

<http://www.town.hayama.lg.jp/gikai/>